

国際ロータリー第2590地区

例会：毎週月曜日 12:30

例会場：サンピアン TEL: 044-222-4416

事務所：〒210-0011 川崎市川崎区富士見 1-7-16 第一吉新ビル 2F

TEL: 044-233-3005 FAX: 044-233-8460



HP: <http://www.kawasaki-chuo-rc.com/>

E-mail: chuorc@jasmine.ocn.ne.jp



会長
渡部 典行

副会長
山口 幸太

幹事
安東 仁志

第1513回 平成31年2月18日 VOL.34 No.24

川崎中央ロータリークラブ WEEKLY

- 司会……森川 S A A
- 点鐘……渡部典行会長
- ロータリーソング……佐野嘉男ソングリーダー
「奉仕の理想」
- 本日のメニュー 和食

オブザーバー

牧島会員

ロン・マックファーランドさん



出席報告

柳町出席委員長

	会員数	出席 該当者	出席者	欠席者	ホーム クラブ	メイク	前々回 修正	
1513回	38	36	29	7	80.55			
1511回	38	37	27	10	72.97	2	78.37	

(木村会員・野口会員)

2月の誕生日

石川親睦活動副委員長



森川友生男会員(11日)・坂本竜麻会員(15日)
伊藤康人会員(17日)・渡部典行会員(17日)
須山康成会員(24日)

会長報告

渡部会長

- 2021-22 年度
がバナー・ミニ・デグジネット告知・確定宣言
(2021-22 年度がバナー候補として指名された方)
横浜 RC 小倉正氏を指名しました。
- 1 月 13 日(日)に行われた、毎年後援している大師地区青少年書き初め大会の表彰式が行われ、入賞者名簿が届きました。
- 2/16・17 に行われた、毎年協賛にしている神奈川県ミニラグビーフットボールファイナルカップのプログラムが届きました。
今年は日本でラグビーワールドカップがある年なので、力が入った大会となったようです。
- 2019-20 年度地区研修協議会の開催の案内が届きました。
関係各位はご対応をお願いします。石川会長エレクトより連絡があると思います。
よろしくお願い致します。

幹事報告

安東仁志幹事

◎ 例会変更のお知らせ ありません

◎ 週報を送ってくださった RC 川崎北 RC・川崎中原 RC 川崎とどろき RC・川崎中 RC

◎ 本日の配布物 ロータリーの友 マンスリーレター・ 会報 1/28・2/5 分

スマイルレポート

山口副会長

- 渡部会員……柳町さん今日の卓話よろしくお願い致します。
- 安東会員……土曜日、車を駐車場のポールにぶつけてしまいました。
ガッカリです。とほほほ…(涙)
- 川島会員……久し振りの例会場での例会ですね。やっと春らしくなりました。元気が出てきそうです。

- 関 会員……2/5 の IMでの夏野さんの講演は気分を害しました。日本の GDPとは全く関係がないし、タクシー業界の現状を解っていない話でした。ウーバーに出来ることはすべて実施しており、スマホ配車は既に乱立ぎみであります。
- 松本会員……柳町さん興味あるテーマです。楽しみにしています。
- 中村会員……①林さん節分祭ではありがとうございました。
②フロンターレ念願のゼロックススーパーカップで優勝しました。幸先いいスタートです。
③関さん、奥様には、友風の激励会に出席していただきありがとうございました。
- 伊藤(康)会員……①柳町さん、今日は楽しみにしております。
②ロン・マックファーランドさんようこそお越しくださいました！
- 野口会員……先日は欠席して申し訳ありませんでした。また、家内に花をプレゼント、ありがとうございました。
- 石川会員……久々の例会です。柳町さんよろしく願います。
- 木村会員……インフルエンザがやっと良くなりました。今年は咳が残って長引きました。皆さんもお大事にしてください。
- 飯島会員……今日は暖かいですね。いよいよ春ですね。私は最近平凡な日々を過ごしています。今日、世界で一つのロータリーネックレスをしてきたら、小又会員に素敵ですね！と褒められ、年甲斐もなく照れてほほが赤くなってしまいました。
- 阿野会員……先日は欠席して申し訳ありませんでした。また、家内に花をプレゼント、ありがとうございました。
- 牧島会員……本日、ロン・マックファーランドさんをお連れしました。入会に興味をお持ちです。
- 石田会員……皆さんこんにちは。今日は暖かいですね！私、私事は大変バタバタで落ち着かないです。本日卓話柳町先生よろしくお願い致します！
- 小又会員……土曜日は観音崎沖に太刀魚を釣りにいってきました。4匹釣れました。日曜日は昼は家でカニを食べ(毛ガニ)夜は焼き肉店で焼き肉とニンニクをたくさん食べました。朝から臭いです。
- 柳町会員……只今、ゴルフのドライバーがスライスしまくりとても困ってます。昨日も1カ月ぶりに小田原カントリークラブに行ってきたのですが125の大たたき(泣)
誰か助けて下さい(笑)
- 細谷会員……今週から少し暖かくなるようです。土曜日は母親と家族でフグを食べました。

やっぱりおいしいですね。
柳町さんの卓話楽しみです。

長島会員……INTER-CITY MEETING を急な欠席をしてみませんでした。また、ファミリーミーティングのSLが始めてなので、いろいろ勉強させていただきます。

山口会員……先週、新川崎RCにメイクに行きました。エド山口さんってお笑いをやってるとは知りませんでした。とても楽しかったです。

1513 回	19 件	27,000 円	累計	382 件	655,000 円
--------	------	----------	----	-------	-----------

卓話

相続法の改正について

～配偶者住居権とは～

弁護士 柳町大介

第1 改正の概要

相続法といっても、そんな名前の法律があるわけではない

民法の中の第5編 相続の規定全般をそのように表現しているだけ

民法のうち相続法の分野については、昭和55年以来、実質的に大きな見直しはされてきませんでしたが、その間にも、社会の高齢化が更に進展し、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていました。

今回の相続法の見直しは、このような社会経済情勢の変化に対応するものであり、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から配偶者の居住の権利を保護するための方策等が盛り込まれています。このほかにも、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなど、多岐にわたる改正項目を盛り込んでおります。

平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)が成立しました(同年7月13日公布)。

1. 民法(相続法)の改正
2. 家事事件手続法の改正
3. 遺言書保管法の制定

第2 改正の内容

1 配偶者の保護

- ① 既配偶者居住権
- ② 配偶者短期居住権
- ③ 持ち戻し免除の意思表示の推定

2 資金に困っている相続人の保護

① 単独払戻制度 各相続人は遺産に含まれる預貯金について1口座につき最大150万まで単独で払戻をすることができるようになった

債権 1/3 法定相続分

② 仮払い制度

③ 一部分割

3 自筆証書遺言の要件緩和、自筆証書遺言保管制度

自筆証書遺言、全文、日付、氏名を自書→添付する財産目録は自書しなくてもOK
ただし署名捺印は必要

4 特定財産承継遺書の法整備

遺言執行者の権限明確化

5 使途不明金問題 相続後分割前の無断解約

6 特別寄与料請求権

相続人以外の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には一定の要件の下で相続人に対して金銭の請求が可能になった

単価*看護日数、労務提供日数*裁量割合

相続の開始及び相続人を知った時から6か月又は相続開始のときから1年経つと請求できなくなる

7 遺留分侵害額請求権

遺留分減殺請求権の行使により物権的な効果が生じた→遺留分侵害額に応じた金銭的な請求権が発生するのみ

第3 施行期日

原則 2019年7月1日

例外① 自筆証書遺言の方式緩和

2019年1月13日からの施行済

② 配偶者居住権 2020年4月1日

③ 自筆証書遺言保管制度 2020年7月10日

第4 配偶者短期居住権について

【設例 1】

前妻A _____ 亡父B (被相続人) _____ 後妻C

└── 長男D

相続財産は居住家屋の持ち分の10分の8のみ。残りの持ち分10分の2は長男Dが所有。長男Dは亡父Bが死亡する、後妻Cに対して建物現渡しと明渡しまでの賃料相当損害金の支払いを求めた。後妻Cは、出ていかなければならないのか？

〈これまで〉

配偶者が相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として 被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認される(最判 H8.12.17)。

⇒そのため、ある程度後妻Cの保護は図られていた。

〈問題点〉

第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合
被相続人が反対の意思を表示した場合

〈改正後〉

被相続人の建物に居住していた場合には、被相続人の意思にかかわらず保護される(新相続法 1037 条)。但し、相続開始から6ヵ月又は遺産分割時まで のいずれか遅い日まで。⇒そのため、後妻Cは最低でも6ヵ月はただで住み続けられえる

第5 配偶者居住権について

【設例 1】

相続人は配偶者である後妻Cと長男Dのみ。遺産は、後妻Cが被相続人である亡父Bと生活していた家屋のみ。時価は4000万円。相続分は各2分の1。後妻Cが家屋を取得するにはどうすればいいか。

〈これまで〉

後妻Cが代償金2000万円を長男Dに対して支払えなければ売却せざるを得ない。

〈問題点〉

生活の本拠地を失ってしまう。

〈改正後〉

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身 又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利を新設。遺産分割における選択肢の一つとして被相続人の遺書等によって配偶者が 配偶者居住権を取得させることが出来るようになった。⇒後妻Cは配偶者居住権に対応する代償金が払えればよくなった。

〈配偶者居住権の代償金の計算方法〉

建物敷地の現在価値—負担付き所有権の倍値=配偶者居住権の価値
4000万 - 3000万 = 1000万

負担付所有権の価値は、建物の耐用年数、築年数、法定手率等を考慮し、配偶者 居住権が消滅した時点の建物敷地の価値を算定した上、これを現在価値に引き直して求めることができる。

(残存耐用年数—存続年数)

建物の時価—建物の時価 $\frac{\text{残存耐用年数}-\text{存続年数}}{\text{耐用年数}}$ =

残存年数に応じた民法の法定利率による複利現価率



卓話予定

2月25日(月)
交通事故におけるドライブレコーダーの重要性
東京海上日動火災保険株式会社
川崎損害サービス課 課長代理 矢田貝啓史様

今週の担当者 石田会員

会報委員	牧島 聡	阿野 順一	石田 幸兒	川崎中央ロータリークラブ Weekly		
	伊藤 弘志	川島 光	後藤 雅晴	野口 新二	増山 雅久	Vol. 34 No. 24
事務局	伊藤 清恵					編集・作成 川崎中央RC事務局
						発行日 平成31年2月18日